(2)周辺環境モニタリング

事業所敷地内及び周辺の 2 地点において P C B、ダイオキシン類及びベンゼンの大気環境現況調査を実施しています。 平成 26 年度に実施した結果は、いずれも環境基準値等を下回っていました。

1) 採取期間

①大気環境調査

・春期: 平成 26 年 5月8日~5月15日 ・夏期: 平成 26 年 7月24日~7月31日 ・秋期: 平成 26 年 10月16日~10月23日 ・冬期: 平成 27 年 1月8日~1月15日

②臭気測定

· 平成 26 年 11 月 28 日

2)測定結果

表-15 周辺環境モニタリング結果

	項目	単 位	事業所敷地内	事業所周辺*	環境基準値等	
H26年度	PCB	mg∕ m ³	0.00000052	0.00000036	0.0005	
	FOB	ng∕ m ³	(0.52)	(0.36)	(500)	
春期	ダイオキシン類	pg-TEQ/m³	0.015	0.015	0.6	
	ベンゼン	mg∕ m ³	0.00068	0.00070	0.003	
	PCB	mg∕ m ³	0.00000056	0.00000044	0.0005	
H26年度 夏期	POB	ng∕ m i̇́	(0.56)	(0.44)	(500)	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m³	0.017	0.015	0.6	
	ベンゼン	mg∕ m i̇́	0.00046	0.00053	0.003	
H26年度 秋期	PCB	mg∕ m ³	0.00000059	0.00000047	0.0005	
	гов	ng∕ m ³	(0.59)	(0.47)	(500)	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m³	0.072	0.070	0.6	
	ベンゼン	mg∕ m i̇́	0.00074	0.00074	0.003	
H26年度 冬期	PCB	mg∕ m ³	0.00000019	0.00000015	0.0005	
	РОВ	ng∕ m i̇́	(0.19)	(0.15)	(500)	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m³	0.028	0.027	0.6	
	ベンゼン	mg∕ m ³	0.0011	0.0011	0.003	

*: 事業所南側に位置する大阪ガス舞洲営業技術センター敷地内

表-16 経年変化(PCB)

(単位:ng/m³)

									<u> </u>	iig/ iii /
年度 場所	H17 ¹⁾	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
事業所敷地内	0. 80	0. 70	0. 78	0. 78	1. 20	0. 64	0. 78	0.44	0. 69	0. 47
事業所周辺 2)	0. 55	0. 56	0. 62	0. 48	0. 73	0. 54	0. 55	0. 28	0. 42	0.36

1) 平成17年度は、施設建設段階

※環境保全目標值:500ng/m³

2) 事業所南側に位置する大阪ガス舞洲営業技術センター敷地内

表-17 経年変化(ダイオキシン類)

(単位:pg-TEQ/m³)

									<u> </u>	LQ / III /
年度 場所	H17 ¹⁾	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
事業所敷地内	0.068	0.068	0. 130	0. 075	0. 053	0. 042	0. 030	0. 032	0. 045	0. 033
事業所周辺 ²⁾	0. 085	0. 061	0. 052	0.066	0. 048	0. 036	0. 025	0. 030	0. 024	0. 032

1) 平成17年度は、施設建設段階

※環境基準値:0.6pg-TEQ/m³

2) 事業所南側に位置する大阪ガス舞洲営業技術センター敷地内

表-18 臭気測定結果

項目	単位	西棟敷地内	東棟敷地内	基準値等	
臭気指数		<10	<10	10	
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	0.05	
トルエン	ppm	<5	<5	10	

(3)作業環境測定結果

1) PCB濃度

管理区域レベル 3*の大型解体室と小型解体室の作業環境測定を毎年度 2 回実施しており、 平成 26 年度に実施した作業環境測定の結果は**図-7**及び**表-19-1、表-19-2**に示すとおりです。

7月に実施した結果ではPCB濃度が若干上昇しました。大型解体室は管理濃度 0.01mg/m³未満でしたが、小型解体室は管理濃度を僅かに超えました。12月の結果では大型、小型解体室ともにすべての測定点で管理濃度 0.01mg/m³未満となりました。表-19-2に示すとおり、9月の測定結果で大型解体室は平成 26年7月の労働安全衛生法上の第3管理区分から第2管理区分に、小型解体室も同様に第3管理区分から第2管理区分となりました。

なお、防護服や全面体マスク等の保護具の着用は従来のとおり引き続き実施しています。

*:操業下でPCBによる作業環境の汚染の可能性があるため、高いレベルの管理が必要な区域として 当社が定める区域

図-7 作業環境中PCB濃度の経時変化

